1 保険金の請求方法



保険金などの支払 事由が生じた場合 だけでなく、支払い の可能性があると 思われる場合や、場 合などについても ご連絡ください。

②参照

「契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付するご契約内容のお知らせでも確認できます。

③参照

被保険者のプライバシーに関することも伺いますので、受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

4 約款·Web参照

主約款・特約条項の 「別表(必要書類)」や 「当社Webサイト」 (http://www.jplife.japanpost.jp/) もご参照ください。

■ ⑤しおり・Web参照

「マイナンバー(個人番号)の取り扱い」 (66ページ)や「当社 Webサイト」 (http://www.jplife.japanpost.jp/) もご参照ください。

■ ⑥約款参照

主約款「第40条」、 災害「第37条」、傷 医「第37条」、総医 「第42条」



お客さま

1 入院した場合など □ ①

	請求できる 保険金	保険金受取人
被保険者が 死亡したとき	死亡保険金	死亡保険金 受取人
被保険者が 入院したとき	入院保険金	
被保険者が 手術を受けたとき	手術保険金	被保険者
被保険者が放射線 治療を受けたとき	放射線治療 保険金	

「契約内容」
②を

「保険証券」および
「この冊子」で

確認してください。

最寄りの郵便局、

当社の支店、
かんぽコールセンター
ここに きこう
0120-552-950
にご連絡ください □3。

請求に必要な書類 ■ 4 を すべて用意の上、提出して ください。

○保険金などの請求の際、ご契約者と保 険金受取人のマイナンバーの提供をお 願いすることがあります⑤。

当社から発行する保険金 の支払いのご案内などに より、支払内容を確認して ください。



郵便局/かんぽ生命

気軽に ご相談ください。



- 4 請求にあたり、必要な書類をご案内します。
- 6 提出書類の 内容を確認します。
- 請求を受け付けた日の 翌日からその日を含めて、 5営業日以内 **○** ⑥に 保険金を支払います。
- ○なお、保険金を支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や事実の確認が必要な場合は180日以内に、保険金を支払います。

保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

- ○お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、確認してください。
- ☑被保険者が複数の契約に加入していませんか?
- ✓「死亡保険金」を請求する場合、請求していない「入院保険金」、「手術保険金」、「放射線治療保険金」、「その他返戻金など」はありませんか? (例えば、被保険者が亡くなる前に、入院をしたり、手術をした場合)
- ✓当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか?(例えば、「不慮の事故」でのケガにより、片方の目が見えなくなったり、 両耳が聞こえなくなった場合)
- ✓当社の定める「重度障がいの状態」に該当していませんか? (例えば、病気やケガにより、両目が見えなくなったり、寝たきりになった場合)

●保険金などの請求権の期限 ■①

○保険金、保険料の払込免除、返戻金その他諸支払金を請求する権利は、行使しないまま「**5年間」**を過ぎると、その権利がなくなります。



早めの連絡および請求をお願いします。

●提出書類の費用負担

○保険金などの請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまが提出する書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」 <u>になります。</u>また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

○お客さまが提出した書類を確認した結果、当社の担当者または当社が委託した者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。

確認の際には、ご協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、 当社から保険金を請求した方に通知します。

●診断書取得費用相当額の当社負担

○保険金などの請求の際に、診断書を提出したにもかかわらず、保険金の支払対象などとならなかった場合は、診断書取得費用相当額として、6.000円を支払います。

6,000円

(注)当社所定の要件を満たしていることが必要です。

①約款参照

主約款「第41条」、 災害「第39条」、傷 医「第39条」、総医 「第44条」

約款参照

指定代理請求特則 Ⅱ条項

▶ 指定代理請求制度

保険金受取人(=被保険者)またはご契約者が保険金の請求などをできない「当社所定の事情」がある場合、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金の請求などをできる制度です。

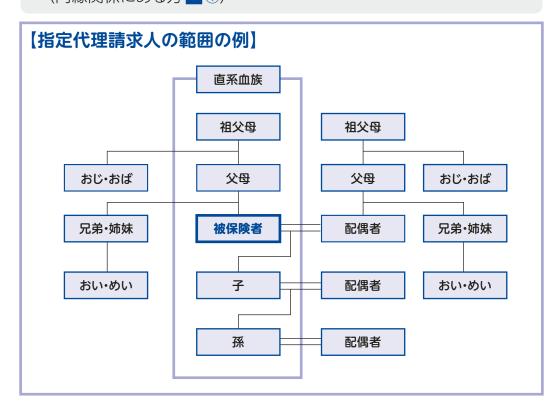
【指定代理請求ができる例】※当社が認めた場合に限ります。

- ●事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- ●がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき
- ●ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- ●指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- ●指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができることをお知らせください。
 - ▼被保険者の戸籍上の配偶者
 - ✓被保険者の直系血族(例えば、祖父母、父母、子、孫)
 - ✓被保険者の3親等内の親族(例えば、兄弟姉妹、子の配偶者、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)
 - ✓被保険者のために保険金などを請求すべき相当な関係があると当社が認めた方

(内縁関係にある方 □ ①)

①参照

保険金などの請求時において、住民票に内縁関係にある事実が記載されている場合に限ります。



【指定代理請求制度において利用できる保険金の請求など】

基本契約•特約	保険金の請求などの例
普通定期保険	重度障がいによる保険金(※) 重度障がいの通知 身体障がいによる保険料の払込免除 重度障がいによる保険料の払込免除
無配当災害特約	傷害保険金 特約保険料の払込免除
無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約	入院保険金 手術保険金 放射線治療保険金 特約保険料の払込免除

※被保険者が受け取る場合(受取人が複数人である場合を除きます。)に限ります。

∕!∖ ご注意

- ●保険金などの請求の際、指定代理請求人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を提出してください。
- ●指定代理請求人からの請求により保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- ●指定代理請求人からの請求により保険金などを支払った後に、ご契約者または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万が一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ●指定代理請求人本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の成年後見人などによる請求はできません。



2 基本契約の保障内容

主約款「別表3」

②参照

「重度障がいによる 保険金」は後日請 求を行うこととし、 保険料の払込免除 を受けて契約を継 続することもできま す。ただし、このと きは、保険期間内に あらためて「重度障 がいによる保険金」 の請求をしてくださ い。その際、あらた めてご契約者によ る重度障がいの通 知が必要です。な お、「重度障がいに よる保険金」の支払 いをしたときは、契 約は消滅しますの で、ご注意ください。

③約款参照

保険金受取人が保 険金の支払事由し た場合は、新しい た場合は、新しい に指定していな に指定していなに 場合は、全でない に指定していなに 場合は、会受更となります。 主約款「第26条」を ご覧ください。

4約款参照

主約款[別表1]

⑤約款参照

主約款「別表2」

□ ⑥約款参照

主約款[別表4]

■ しおり38P参照

「保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

普通定期保険(新普通定期保険)

(1)保険金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	保険金 受取人■3
死亡保険金	被保険者が 死亡 したとき		
重度障がい による 保険金	被保険者が病気またはケガにより、「重度障がいの状態」 ●①(例えば、両目が失明したなど)になり、ご契約者からその旨の通知があったとき ■②	基準 保険金額	死亡保険金 受取人

●被保険者が、加入後短期間に「不慮の事故」 4 でのケガまたは「当社所定の感染症」 5によらないで、死亡したときの死亡保険金の額は、被保険者の死亡当時(重度障がいによる保険金は、通知時)の経過期間に応じて、次のとおりです。

契約日からその日を含めて1年以内のとき	基準保険金額の50%
契約日からその日を含めて1年経過後、かつ、1年6カ月以内のとき	基準保険金額の80%
契約日からその日を含めて1年6カ月経 過後、かつ、復活日からその日を含めて 6カ月以内のとき	基準保険金額の90%

(2)保険料の払込免除ができる場合

- ●被保険者が「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」

 ■⑥になったとき
- ●被保険者が病気またはケガにより「重度障がいの状態」になったとき

3 特約の保障内容

▶1 特約の概要

●普通定期保険に付加できる特約の概要は、以下のとおりです。

							詳し	<は	
特約名	保障内容	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	入院初期保険金※	手術保険金	放射線治療保険金	しおり	約款
無配当災害特約	「不慮の事故」 ■ ①での ケガによる死亡や身体 障がい ■ ②に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	_	_	-	_	30 ページ	99 ページ
無配当傷害医療特約	「不慮の事故」でのケガによる入院や手術、放射線治療に備えます。	_	_	○ ケガ	(I型) (のみ) (つ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	31 ページ	129 ページ
無配当総合医療特約	病気や「不慮の事故」 でのケガによる入院 や手術、放射線治療 に備えます。	_	_	○ 病気 ケガ	(I型) (Dみ) (分) 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	32 ページ	157 ページ

(※)無配当傷害医療特約、無配当総合医療特約にはそれぞれ「I型」と「II型」があり、「I型」を付加した場合のみ保障します。

特約保険料の払込免除ができる場合

- ●基本契約の保険料が払込免除となったとき
- ●基本契約の保険料が払込免除となり、特約保険料のみを払い込み中の場合で、被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

①約款参照

特約「別表1」

②約款参照

特約「別表2」

□□ しおり38P参照

2 無配当災害特約の保障内容

保険金 支払限度 名称 支払事由 支払金額 受取人 「不慮の事故」 ■ 1 でのケガ 特約死亡 死亡保険金 (※1)により180 特約基準保険金額 保険金 受取人 日以内に死亡し たとき(※2) 特約基準保険 金額 (死亡保険金お 「不慮の事故」 よび傷害保険金 でのケガ(※1)に 「身体障がいの状 を通算します。) 被保険者 より180日以内に 態 に応じて 傷害保険金 **3** 「身体障がいの状 特約基準保険金額 態」 ■ ②になった とき(※3)

- (※1)保険期間中に発生した「不慮の事故」でのケガに限ります。
- (※2)死亡保険金は、保険期間中に死亡したときに支払います。
- (※3)「不慮の事故」の日を含めて4日以内、かつ保険期間中に死亡したときは、傷害保険金を支払わず、死亡保険金を支払います < 4。

●複数の「身体障がいの状態」になった場合の「傷害保険金額」

- ●1つの「不慮の事故」でのケガによって、身体の同一部位 「⑤(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の身体障がいが生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合で計算した傷害保険金額となります。
- ②「不慮の事故」でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位と同一部位に、さらに身体障がいが加わったときは、その結果、生じた「身体障がいの状態」に応じた傷害保険金額から、すでになっていた「身体障がいの状態」に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

約款参照

無配当災害特約条項

①約款参照

災害「別表1」

②約款参照

災害[別表2]

③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取り扱いは、災害「第38条」をご覧ください。

4約款参照

災害「第2条」

5約款参照

災害[別表3]の(4)

■ しおり38P参照

▶3 無配当傷害医療特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	保険金 受取人
入院保険金	「不慮の事故」 ■ ①での ケガにより3年以内に1日 以上の「入院」 ■ ②をした とき	入院保険金日額 × 入院日数 「不慮の事故」での ケガによる1回の入 院(※1)につき120 日分が限度です。		
入院初期 保険金 (I型のみ)	入院保険金が支払われる 入院をしたとき	1回の入院(※2) につき 入院保険 金日額×5日分		
手術保険金	「不慮の事故」でのケガに より3年以内に「医科診療 報酬点数表」に手術料の 算定対象として列挙され ている「手術」 □ ②または 先進医療 □ ③に該当す る施術(※3)を受けたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 20倍 (入院中に手術 を受けた場合) × 5倍 (入院中以外 に手術を受け た場合)	特約基準 保険金額 (入院研期保険金、 入院初期保険金 おお療保を おお療保ます。)	被保険者
放射線治療保険金	「不慮の事故」でのケガにより3年以内に「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」 ②または先進医療 ③に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき	放射線治療 1回につき 入院保険金日額 × 10倍		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

- (注) 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。
- (※1)「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。
- (※2)2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、入院初期保険金の支払いは1回 限りとなります。
- (※3)診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。

1 約款参照

無配当傷害医療特 約条項

1)約款参照

傷医「別表1」

②しおり・約款参照

傷医「第2条」および 「無配当傷害医療特 約と無配当総合医 療特約の留意事項」 (34ページ)

③約款参照

傷医「別表7」

4約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱いは、傷医「第38条」をご覧ください。

しおり38P参照

4 無配当総合医療特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	保険金 受取人 ■ 4
入院保険金	①病気で1日以上の「入院」 「かしたとき(「不慮の事故」 ②でのケガにより3年経過後に1日以上の「入院」をしたときを含みます。) ②「不慮の事故」 ②でのケガにより3年以内に1日以上の「入院」をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 病気または「不慮の事故」でのケガによる1回の入院(※1)につき、それぞれ120日分が限度です。		
入院初期 保険金 (I型のみ)	入院保険金が支払われ る入院をしたとき	1回の入院(※2) につき 入院保険 金日額 × 5日分		被保険者
手術保険金	病気または「不慮の事故」でのケガにより「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている「手術」・①または先進医療・②に該当する施術(※3)を受けたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 20倍 (入院中に手 術を受けた場 合) × 5倍 (入院中以外 に手術を受け た場合)	特約基準保険 金額 (入院初期保険金、 入院子術保険金 およ療保験金 およ療(大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
放射線治療保険金	病気または「不慮の事故」でのケガにより「医科診療報酬点数表」に放射線治療料の算定対象として列挙されている「放射線治療」 ● ①または先進医療 ● ③に該当する放射線照射もしくは温熱療法による施術を受けたとき	放射線治療 1回につき 入院保険金日額 × 10倍		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。 (例:特約基準保険金額が200万円の場合) 200万円×1.5/1000=3,000円

注意事項を次のページに記載しておりますので、併せてご確認ください。

△ 約款参照

無配当総合医療特約条項

1 しおり・約款参照

総医「第2条」および 「無配当傷害医療特 約と無配当総合医 療特約の留意事項」 (34ページ)

②約款参照

総医「別表1」

③約款参照

総医「別表7」

4約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取り扱いは、総医「第43条」をご覧ください。

しおり38P参照

- (注) 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金は、保険期間中に入院したときや、保険期間中に手術または放射線治療を受けたときにそれぞれ支払います。
- (※1)「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。

また、病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算します。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。

なお、「不慮の事故」でのケガによる入院と病気による入院が重複した場合、重複した 入院期間については、病気による入院保険金を支払わず、「不慮の事故」でのケガに よる入院保険金を支払います。

- (※2)2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、入院初期保険金の支払いは1回 限りとなります。
- (※3)診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます。

5

|無配当傷害医療特約と |無配当総合医療特約の留意事項

1)約款参照

傷医·総医[第2条]

(1)支払いの対象となる「入院」 ■①

●「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

「入院」に該当しない場合

- ●病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」などの計上がないとき
 - (例えば、大腸ポリープの手術を外来で受けた場合、「入院」には該当しません。)
- ●入院先が医療法に定める病院または診療所でないとき (例えば、介護老人保健施設、介護医療院、助産院、鍼灸(しんきゅう)院、カイロプラクティック)
- ●病気やケガの治療を目的としないとき (例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のため の検査入院、介護のための入院、分娩を直接の原因とする公的医 療保険制度の保険給付の対象とならない入院)

(2)2回以上入院した場合の「入院保険金」および「入院初期保険金」 の取り扱い ■②

- ●「不慮の事故」でのケガにより2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金を支払います。その場合、入院初期保険金は1回分のみ支払います。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。その場合、新たな入院に対しても入院初期保険金を支払います。
- ●病気により2回以上の入院をした場合は、原因の如何を問わず1回の入院とみなし、各入院の日数を合算して入院期間の日数を計算し、入院保険金を支払います。その場合、入院初期保険金は1回分のみ支払います。ただし、入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院期間の日数を計算します。その場合、新たな入院に対しても入院初期保険金を支払います。

②約款参照

傷医「第4条」、総医 「第5条」

(3)支払いの対象となる「手術」 ■①

- ●「手術」とは、治療を直接の目的とし、手術を受けた時点において、公的医療保険 制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている 手術(※)および先進医療 2 2に該当する施術(診断および検査を直接の目的 とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射 および温熱療法による施術を除きます。)をいいます。
 - (※)歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のう ち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されてい る手術を含みます。

「手術」に該当しない場合

- (例) ●被保険者以外の方に対する手術(新生児仮死蘇生術など)
 - 2治療を直接の目的としない手術(美容のための手術、臓器提供 者の手術、分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の保険 給付の対象とならない手術など)

手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、 以下に示す手術は保障の対象外です。

- ●創傷処理
- ●デブリードマン
- ●皮膚切開術
- ●骨、軟骨または関節の非観血的 または徒手的な整復術、整復固 定術および授動術
- 外耳道異物除去術
- ●鼻内異物摘出術
- ●内視鏡下鼻腔手術(鼻腔内手術)
- ●抜歯手術

(4)同一の日に2つ以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の 取り扱い■③

●同一の日に2つ以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち手術保険金の 金額が最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。

(5)同一の手術を2回以上受けた場合の「手術保険金」の取り扱い■③

- ●医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術 料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)を受けた 場合は、次のとおり取り扱います。
 - ○一連の手術を受けた最初の日からその日を含めて60日間を「同一手術期間」 とします。
 - ○同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経 過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手 術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合 についても同様とします。
 - ○同一手術期間中に受けた一連の手術については、同一手術期間中に受けた 一連の手術のうち、手術保険金の金額が最も高いいずれか1つの手術につい てのみ手術保険金を支払います。
- ●医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定めら れている手術を受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術保険金を支 払います。

1)約款参照

傷医·総医「第2条」

②約款参照 傷医·総医[別表7]

傷医「第6条」、総医 「第7条」

①約款参照

傷医·総医[別表7]

②約款参照

傷医·総医[第2条]

③約款参照

傷医「第6条」、総医 「第7条」

(6)支払いの対象となる「放射線治療」

- ●「放射線治療」とは、放射線治療を受けた時点において公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(※)および先進医療 ①に該当する放射線照射または温熱療法による施術をいいます ②。
 - (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術を含みます。

(7)同一の日に2つ以上の「放射線治療」を受けた場合の取り扱い

●同一の日に2つ以上の放射線治療を受けたときは、これらの治療のうち**いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療保険金を支払います** ③。

(8)放射線を常時照射する治療を受けた場合の「放射線治療保険金」の取り扱い

●放射線を常時照射する治療(放射性物質の体内への埋め込み、投与などにより、 放射線を絶えず照射し続ける治療)を2日以上にわたって継続して受けた場合は、 治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療保険金を支払い ます。この場合、その1回の放射線治療は、放射線治療の開始日に受けたものと みなします ■ ③。

(9) 複数回の放射線治療を受けた場合の取り扱い

●放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金が支払われることとなった 最終の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療保険金を支払いません ■ ③。

(10) 「手術保険金」または「放射線治療保険金」の支払事由の変更

●当社は、手術保険金または放射線治療保険金(以下「手術保険金など」といいます。)の支払事由に関係する法令などの改正または医療技術の変化があり、手術保険金などの支払事由に影響がある場合は、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金などの支払事由に関する約款の規定を変更することがあります。

この場合、当社はその約款の規定を変更する日の**2カ月前までに、ご契約者に連絡します** ■ **4** 。

4約款参照

傷医「第41条」、総 医「第46条」

MEMO ·····

4 保険金などを支払いできない場合

次の場合には、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。

▶1 「保険金の支払事由」または 「保険料の払込免除事由」に該当しない場合

- ●「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」は、主約款・特約条項に定める支払事由または払込免除事由に該当する場合に受けることができます。
- ●主約款・特約条項に定める「保険金の支払事由」または「保険料の払込免除事由」 に該当しない場合は、「保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

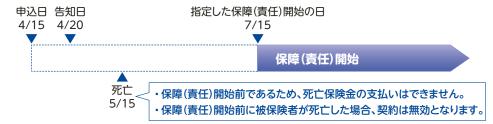
(1) 「保障(責任)の開始時」型①前の病気やケガを原因とするとき

- ●「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の 払込免除」は、その原因となる病気またはケガが基本契約または特約の 保障(責任)の開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- ●したがって、保障(責任)の開始時前にすでに生じていた病気やケガを原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」を「保険料の払込免除」はできません。
- ●保障(責任)の開始時以後に生じた病気であっても、その病気が保障(責任)の開始時前にすでに生じていた病気と直接の因果関係があり、一連の病気とみなされるときは、「特約保険金の支払い」ができないことがあります。 (例えば、「脳梗塞」と「高血圧症」は一連の病気とみなされることがあります。)

【保障(責任)開始の日を指定した場合の注意点】

●指定した保障(責任)開始の日より前に死亡しても、保障(責任)開始前であるため、保険金の支払いはできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に被保険者が死亡した場合】



1 しおり参照

「契約の保障(責任) の開始と契約日」 (16ページ)、「契約 の失効と復活」(54 ページ) ●指定した保障(責任)開始の日より前に生じていた病気やケガを原因とする場合には、「重度障がいによる保険金の支払い」、「特約保険金の支払い」や「保険料の払込免除」はできません。

【例:指定した保障(責任)開始の日より前に発病し、保障(責任)開始の日以後に入院した場合】



●ただし、保障(責任)の開始時前にすでに生じていた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合であっても、以下のときには、保障(責任)の開始時以後に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とするものとみなします 1 ①。

①保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その病気を原因とする入院を開始したとき、または手術や放射線治療をしたとき

- ②保障(責任)の開始時前の「不慮の事故」でのケガにより、保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後、かつその事故の日の翌日からその日を含めて3年を経過した後にその事故でのケガを原因とする入院を開始したとき、または手術や放射線治療をしたとき
- ③契約の申し込みの際に、その病気について告知 2 があったとき(※)
- ④その病気に関して、保障(責任)の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき(ご契約者または被保険者がその病気による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。)
 - ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと
 - (※) 「質問表(告知書)」にご自身で記入(告知)した病気のみが該当します。 当社が引き受けに当たって病気に関する事実を知っていたか否かにかかわらず、質問表(告知書)に記入(告知)しなかった病気は対象とはなりません。
- (2) 当社の定める「入院」 □ ③に該当しないとき
- (3)当社の定める「手術」 ■③に該当しないとき
- (4)当社の定める「放射線治療」■③に該当しないとき
- (5)当社の定める「重度障がいの状態」 4(に該当しないとき
- (6)当社の定める「身体障がいの状態」 ■⑤に該当しないとき

1) 1) 約款参照

主約款「第2·4条」、 災害「第6条」、傷医 「第8条」、総医「第 3·10·38条」

②しおり12P参照

「健康状態などの告 知」

③しおり・約款参照

「特約の保障内容」 (29ページ)、傷医・ 総医「第2条」

4 約款参照

主約款[別表3]

5約款参照

主約款「別表4」、特約「別表2」

▶2 免責事由などに該当する場合

●保険金の支払事由や保険料の払込免除事由に該当する場合でも、当社の**主約 款・特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合**は、保険金の支払いおよ び保険料の払込免除はできません。免責事由などは、次のとおりです。

(1)保険金の支払いができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類•特約種類/保険金	普通保険	普通定期 無配当 無配当 保険 災害特約 傷害医療特約 無配当 総合医療特約 ケガが原因		無配当 総合医療特約 病気が原因								
免責事由など	死亡保険金	重度障がいによる保険金	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	入院初期保険金(I型のみ)	手術保険金	放射線治療保険金	入院保険金	入院初期保険金(I型のみ)	手術保険金	放射線治療保険金
責任開始の日または復活の責任開始 の日を含めて3年以内の自殺(※1)	0											
ご契約者、被保険者または 特定された死亡保険金受取人の 故意または重大な過失	0	2	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4
被保険者の犯罪行為			0	0	0	0	0	0				
被保険者の精神障がいの 状態を原因とする事故			0	0	0	0	0	0				
被保険者の泥酔の状態を 原因とする事故			0	0	0	0	0	0				
被保険者が運転資格を持たないで 運転をしている間に生じた事故			0	0	0	0	0	0				
被保険者が酒気帯び運転、または これに相当する運転をしている 間に生じた事故			0	0	0	0	0	0				
被保険者の薬物依存									0	0	0	0
むちうち症または腰痛で他覚所見が ないもの					0	0	0	0	0	0	0	0
地震、噴火または津波(※2)			0	0	0	0	0	0				
戦争その他の変乱(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ●「ご契約者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。
- ❷「ご契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。
- ③「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大 な過失」と読み替えます。
- ④「ご契約者または被保険者の故意または重大な過失」と読み替えます。
- ※1 自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金を支払います。
- ※2 支払事由に該当する被保険者の数によっては、保険金を全額または削減して支払うと きがあります。

(2)保険料の払込免除ができない場合

○や丸数字がある箇所が該当します。

保険種類·特約種類 /払込免除	普通定期保障	诶	無配当災害特約 無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約			
払込免除事由に 該当しても 保険料の払込免除を しない場合	保険料の払込免除	保険料の払込免除重度障がいによる	特約保険料の払込免除基本保険料の	特約保険料の払込免除		
基本保険料が払込免除となった直接の 原因が特約の責任開始時前に生じたとき			0			
ご契約者、被保険者または特定された 保険金受取人の故意または重大な過失	0	0		2		
被保険者の犯罪行為	0			0		
被保険者の精神障がいの 状態を原因とする事故	0			0		
被保険者の泥酔の 状態を原因とする事故	0			0		
被保険者が運転資格を持たないで 運転をしている間に生じた事故	0			0		
被保険者が酒気帯び運転、または これに相当する運転をしている 間に生じた事故	0			0		
地震、噴火または津波(※)	0			0		
戦争その他の変乱(※)	0	0		0		

- ●「ご契約者、被保険者または特定された保険金受取人の故意」と読み替えます。
- ②「ご契約者、被保険者または基本契約で特定された死亡保険金受取人の故意または重大 な過失」と読み替えます。
- (※)払込免除事由に該当する被保険者の数によっては、保険料の全部または一部を払込免除とする場合があります。



□ ① しおり12P参照

「健康状態などの告 知」

②約款参照

主約款「第17条」、 災害「第14条」、傷 医「第16条」、総医 「第21条」

▶3 告知義務違反□①による解除の場合

▶4 重大事由による解除の場合

●「重大事由」
②とは、次のものをいいます。

【重大事由】

- ●ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②ご契約者、被保険者(被保険者の自殺、自殺未遂は含みません。)または保険金受取人が保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ③保険金(保険料の払込免除を含みます。)の請求について、保険金受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- 4ご契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき
 - (※1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (※2)反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、 反社会的勢力の不当な利用などをいいます。また、ご契約者 もしくは保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力によ る企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいい ます。
- ⑤その他契約を継続することを期待しえない重大な事中があるとき
- ●上記の「重大事由」に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。ただし、上記④にのみ当てはまる場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが反社会的勢力に該当した場合に限り、保険金のうち、その該当した保険金受取人に対して支払うこととなっていた保険金を除いた額を、反社会的勢力に該当しない他の受取人に支払います。
- ●当社は、すでに保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶5 詐欺による取り消し、 または不法取得の目的による無効の場合

●「詐欺」

① または「不法取得の目的」

② により契約を成立させた場合は、その契約は取り消しまたは無効となることがありますので、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。この場合、すでに払い込んだ保険料は返しません。

▶6 保険料の払い込みがなく、基本契約または特約が 「解除」または「失効」となった場合

●保険料の払い込みがなかったため、基本契約または特約が解除となったときまたは効力を失った(**失効**した)ときは、その解除後または失効後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません。詳しくは「保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効」のページ■②をご参照ください。

>7 加入限度額超過による解除の場合

●基本契約または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社がその加入限度額を超えた基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、保険金の支払いや保険料の払込免除はできません □3。

1 ①約款参照

主約款「第19·20 条」、災害「第16·17 条」、傷医「第18·19 条」、総医「第23· 24条」

②しおり52P参照

「保険料の払込猶予 期間と契約の解除・ 失効」

■ 3 しおり14P参照

「保険金の加入限度 額」 **利款参照**

主約款「第15条」

5 保険金を支払いできる事例と 支払いできない事例

- ●保険金を支払いできる場合、または支払いできない場合の代表的な事例です。 その他の事例についても当社Webサイト (http://www.jp-life.japanpost.jp/)に掲載しております。
- ●契約の保険種類·特約種類·加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。 例えば、無配当傷害医療特約では病気を原因とする入院などは保障の対象外 です。

事例 1

告知義務違反があった場合(死亡保険金)

◯ 支払いできます。

契約の申し込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡した場合

🗙 支払いできません。

契約の申し込み前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で死亡した場合

死亡の原因となった「胃がん」と告知義務違 反による契約の解除の原因となった「慢性C 型肝炎」との間に因果関係がないため、死亡 保険金を支払います。 死亡の原因となった「肝硬変」と告知義務違 反による契約の解除の原因となった「慢性C 型肝炎」との間に因果関係があるため、死亡 保険金の支払いはできません。

解説

- ○契約の申し込みに際して、健康状態について正確に告知する必要があります。
- ○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険金などの支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、当社は告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、保険金などの支払いはできません。

ただし、保険金などの支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金などを支払います。

▶事例 2

重度障がいの回復の見込みがある場合 (重度障がいによる保険金)

◯ 支払いできます。

「不慮の事故」でのケガで、両目の損傷により 失明した(医師に障がいの状態が固定し、か つ、回復の見込みがないと診断された)場合

障がいの状態(両目の失明)が固定し、かつ、 回復の見込みがなく、約款に定める「重度障がいの状態」に該当するため、重度障がいに よる保険金を支払います。

🗶 支払いできません。

網膜剥離により、両目の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合

両目の視力に回復の見込みがあり、約款に定める「重度障がいの状態」に該当しないため、 重度障がいによる保険金は支払いできませ

解説

- ○重度障がいによる保険金は、約款に定める「重度障がいの状態」が回復する見込みがない場合に支払うものであり、回復する見込みがある場合には支払いできません <a>□ ①
- ○約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なります。

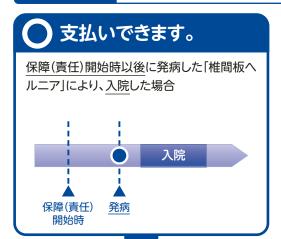
♪ 約款参照 主約款「第2条」

□□ ① しおり38P参照

「保険金などを支払 いできない場合」

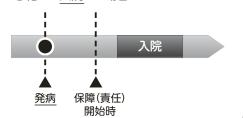
▶事例3

保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)





保障(責任)開始時前から治療を受けていた 「椎間板ヘルニア」が、保障(責任)開始時以後 に悪化して入院した場合



入院の原因となる病気が保障(責任)開始時 以後に発病しているため、入院保険金を支払 います。 入院の原因となる病気が保障(責任)開始時前に発病しているため、入院保険金は支払いできません。

解説

○保障(責任)開始時前にかかっていた病気または発生した「不慮の事故」でのケガを原因とする入院については、支払いできません。

ただし、当社所定の条件を満たす場合は、支払うことがあります
100

利款参照

傷灰·総医[第2条]

1 約款参照

傷医「第3·4条」、総 医「第4·5条」

事例 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

◯ 支払いできます。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その1年後に心筋梗塞により130日入院した場合



★ 2回目の入院は 支払いできません。

食道がんにより130日入院した後に退院し、その2カ月後に心筋梗塞により130日入院した場合



- ・食道がんによる入院について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による入院についても120日分支 払います。
- ・食道がんによる入院(1回目の入院)について120日分支払います。
- ・心筋梗塞による入院(2回目の入院)については、食道がんによる入院(1回目の入院)と合算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、支払いはできません。

解説

- ○入院保険金は1回の病気による入院または1回の「不慮の事故」でのケガによる入院に対して、それぞれ120日分を限度に支払います。
 - (注)病気による入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。
 - (注)「不慮の事故」でのケガによる入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、 1回の入院とみなします。
- ○病気による入院の場合、病気による入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。
- ○「不慮の事故」でのケガによる入院の場合、ケガによる入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金を支払います。

▶事例 5

-連の手術となる手術を受けた場合(手術保険金)



超音波骨折治療法を受けた日からその日を含めて70日後に再度、同じ手術を受けた場合

超音波骨折治療法 超音波骨折治療法 70日後 4/1実施 6/9実施

1回目の手術を受けてから60日以上経過していることから、2回目の手術も支払いできます。

× 2回目の手術は 支払いできません。

超音波骨折治療法を受けた日からその日を 含めて50日後に再度、同じ手術を受けた場合



1回目の手術を受けてから60日以上経過していないことから、2回目の手術は支払いできません。

解説

- ○医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1 回のみ算定されるものとして定められている手術(一連の手術)については、同一手術 期間(その手術を最初に受けた日からその日を含めて60日間)内に受けた手術は、手術 保険金の金額が最も高いいずれか1つの手術についてのみ手術保険金を支払います。
- ○同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、再度支払います。

▶事例 6

放射線治療を2回以上受けた場合 (放射線治療保険金)

支払いできます。

支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日経過後に放射線治療を受けた場合

放射線治療期間 放射線治療期間 3/1~3/15 4/10~5/9 支払済 3/1から61日後の 4/30に支払います 60日

支払済の放射線治療の開始日からその日を 含めて60日を経過した後に放射線治療を受けているため、放射線治療保険金を支払います。

🗙 支払いできません。

支払済の放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けた場合



支払済の放射線治療の開始日からその日を 含めて60日を経過する前の放射線治療で あるため、放射線治療保険金は支払いでき ません。

解説

○放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金を支払った放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、支払いできません。

1 約款参照

傷医「第6条」、総医 「第7条」

1 約款参照

傷医「第6条」、総医 「第7条」

身体障がいの回復の見込みがある場合(傷害保険金)

1 約款参照

災害[第2条]

支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完 全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがな いと診断された場合

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲が らなくなったが、医師に回復の見込みがある と診断された場合

支払いできません。

障がいの状態(脊髄損傷)が固定し、かつ、回 復の見込みがなく、約款に定める「身体障が いの状態」である「両下肢の用を全く永久に 失ったもの」に該当するため、傷害保険金を 支払います。

両膝の関節に回復の見込みがあるため、約 款に定める「身体障がいの状態」に該当しな いことから、傷害保険金は支払いできません。

解説

- ○傷害保険金は、約款に定める「身体障がいの状態」が回復する見込みがない場合に支 払うものであり、回復する見込みがある場合には支払いできません。
- ○約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める障がい状態とは異なりま す。

お確かめください…